

**荊崎市 介護保険運営協議会・地域包括支援センター運営協議会
高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定懇話会会議録(要旨)**

【会議の概要】

1 会議の名称	荊崎市 介護保険運営協議会・地域包括支援センター運営協議会 高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定懇話会
2 日時	令和8年8月6日(木) 午後1時30分～午後3時30分
3 場所	荊崎市保健福祉センター 2階 会議室
4 議題 (審議事項)	(1) 荊崎市介護保険運営協議会 1) 令和7年度介護保険特別会計決算状況について 2) 令和8年度介護保険特別会計予算編成状況について 3) 介護保険の運営状況について 4) 介護保険事業計画給付費執行状況 (2) 荊崎市地域包括支援センター運営協議会 1) 令和7年度地域包括支援センター運営状況、令和8年度地域包括支援センター運営計画について 2) 地域ケア推進会議開催報告について (3) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定懇話会 1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第10期)策定のためのアンケート調査の結果について 2) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第10期)策定スケジュール(案)について (4) その他
5 出席委員	水川委員、小田切委員、浅川委員、金丸委員、井上委員、山本(幸)委員、藤森委員 塚越委員、深沢委員、山本(智)委員、清水委員、勝原委員、横森委員 以上13名
6 会議の公開区分	☒ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開
7 傍聴人の数	0人
8 出席職員	【長寿介護課】保坂課長、仲田、古屋、堀川、塚原 以上5名

【協議内容等】

発 言 者	内 容(要 旨)
長寿介護課長	次第1「開会」自己紹介を行い、会議の司会を担当する旨を説明。新任委員の紹介。次第により会を進めていく。
会長	次第2「会長あいさつ」
長寿介護課長	介護保険条例施行規則第4条等の規定により会長に議長として議事の進行を依頼。
議長	次第3「議事」審議に入る旨の宣言。 「(1) 介護保険運営協議会を行う」 1～4について一括審議とし事務局より説明を求める。
事務局	事務局より議案(1)について説明
議長	議案(1)について、委員からの質問・意見を求める。
各委員	質問・意見なし。
議長	本審議の議決を宣言し、次の議事に移る。
議長	「(2) 地域包括支援センター運営協議会を行う」 1～2について一括審議とし説明を求める。
事務局	事務局より議案(2)について説明
議長	介護予防支援業務委託事業所の追加について諮り、承認された。

	議案(2)について、委員からの質問・意見を求める。
委員1	地域住民介護予防把握事業(いきいき栄養教室、いきいき健口教室等)の参加者数について、活発な方は複数の事業に重複して参加するため、実参加者数は延人数よりも少ないと考える。今後事業を検討する上で、重複等の状況を何らかの形でデータとして把握できるようにしていただきたい。
事務局	現時点では事業ごとの実人数のみを把握しており、事業をまたいだ重複参加者の実人数については把握できていない。ご指摘のとおり、興味のある方が複数の事業に参加する傾向はあると認識しているため、今後はできるだけ多くの方に興味を持って参加してもらえるようなプログラムづくりを心がける。また、事業をまたいだ重複参加者の実人数の確認についても検討させていただく。
委員2	介護予防支援業務委託事業所のうち、5か所が市外となっているが、どの事業所が市外・市内なのか確認したい。
事務局	13ページの1番から7番までが市内の事業所であり、8番から12番までの5か所が市外(甲斐市)の事業所である。現在は韮崎市及び甲斐市の居宅介護支援事業所に委託している状況である。
委員2	韮崎市民が甲斐市の事業所を利用しているケースもあるということか。
事務局	サービスの内容や居住地のほか、例えば夫婦で夫が要介護、妻が要支援の場合に、同一のケアマネジャーへ一括して依頼するケースがあり、甲斐市の事業所が韮崎市民をマネジメントしていることもある。予防支援の委託は行っていないが、南アルプス市や北杜市の事業所を利用しているケースもある。
委員2	韮崎市内だけで解決しているわけではなく、他市町村と関係を持ちながら行っているということか。
事務局	ケアマネジャー1名が担当できる件数には制限があり、現実的にも限界がある中で、市内のケアマネジャー数も限られており、市内の事業所だけではカバーしきれないのが実情である。また、利用者がケアマネジャーを自由に選択できる制度であるため、市外のケアマネジャーに依頼するケースもある。
委員2	今後、市内でケアマネジャーが増える予定や見込みはあるのか。
事務局	ケアマネジャーの試験を受ける方自体が多くなく、その方たちが市内で就職する確約もない状況である。実際、この1年間で市内に新しく着任したケアマネジャーはおらず、人材を確保していくことは今後の大きな課題であると認識している。
委員3	6ページの(1)の高齢者見守りネットワーク協議会について、どのようなメンバーで構成されているのか、また相談が誰からどのように来るのかについても教えてほしい。一人も取り残さないという言葉があるが、実際には必要な支援につながっていないケースもあると聞いているため、このネットワークがどのように機能し、どのようなルートから相談が上がっているのか確認したい。
事務局	高齢者見守りネットワークは主に高齢者の権利擁護や虐待について協議する組織であり、医師会、警察署、消防署、保健所、人権擁護委員、司法書士、社会福祉協議会、民生委員、地区長連合会、愛育会、認知症の人と家族の会、特別養護老人ホーム等の施設、ケアマネジャー、市役所の福祉事務所等で構成されている。相談ルートとして最も多いのは、同居家族や親族からであり、民生委員や近隣住民、友人、病院からの連絡も非常に多くなっている。病院関係者からは認知症の疑いに関する相談が多く、最近では本人から物忘れや生活動作に関する相談も増えている。近隣住民からの匿名の情報提供に対しては、本人に配慮するため、75歳になられたので心配して伺ったなどと声を掛けたり、健康チェックである旨を伝えて訪問するなど、様々な方法を駆使している。一人も取り残さないことを目指しているため、心配な方がいれば情報提供をお願いしたい。
委員4	15ページの会議開催報告にある本人家族の意思決定支援について、将来の希望や対応について高齢の親から子世代へ切り出すのは難しいが、子どもから切り出してもらえると話しやすくなると実体験から感じている。面と向かって伝えるのが難しい話題でもあるため、高齢の親がい

	る子世代へアプローチする施策の検討をお願いしたい。
事務局	県央ネットでは「想いノート」を配布している。想いノートには、人生の最終段階に向けてどのように過ごしたいかといった希望のほか、大切にしたいもの、友人関係、財産等様々なことが記載できるようになっており、こうしたツールは市販でも販売されている。話し合いのきっかけづくりとして、8月23日にはニコリ(荏苒市民交流センター ニコリ)で研修会を実施するほか、中核機関に相談に来ていただければ様々な方法を紹介できる。また、今年度もライフカレッジやシニアカレッジ等の場を活用し、10分でわかる講座を実施する予定である。
議長	その他、委員からの質問・意見を求める。
各委員	質問・意見なし。
議長	本審議の議決を宣言し、次の議事に移る。
議長	「(3)高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定懇話会を行う」 1～2について一括審議とし説明を求める。
事務局	事務局より議案(3)について説明
議長	議案(3)について、委員からの質問・意見を求める。
委員3	2ページの回収結果における発送数について、第1号被保険者は今回2,497人、前回は2,500人であるのに対し、在宅介護実態調査は今回が830人、前回は817人となっている。統計上は1,000人以上から信頼性があると言われているが、在宅介護実態調査は1,000人を下回っている。また、発送数は同じ人数にするべきではないか。
事務局	現在、市内で要介護認定を受け、かつ施設に入所せず在宅で介護をしている方を対象としている。市内の要介護認定者約1,300人のうち、在宅で介護を受けている方は800人程度となる。また、対象人数は年ごとに変動するため、全く同じ人数とはならない。
委員3	9ページなどに記載されている調査結果から見えた主な課題(まとめ)は、全ての調査を通じて約20の課題が挙げられているが、これらを行政だけで解決することは困難である。国や自治体が綿密な調査を行い、丁寧な会議を重ねても、協議会や推進委員会においてデータを把握するだけでは、市民の意識や行動は変わらないため、市民、商工会、企業等と協働して課題を解決していく必要がある。例えば生活の質を高める社会参加の場づくりについては、議会報告会や地域の集まり、商工会の役員会などの人が集まる機会を活用し、フレイルの認知度向上や講座への参加を促す働きかけが求められる。LINEや広報紙、チラシ、回覧板等を活用して広く周知するとともに、講座等に参加した人や情報を知った人が、家族、友人、地域の人などへ参加を呼びかけられるよう工夫してほしい。
コクドリサーチ	今回、調査と課題の抽出を支援した。第10期計画策定にあたっては、国が定める指針に基づき、市町村として国の指針に基づき適切に対応することが基本となる。また、荏苒市特有の課題をどのように解決していくかについては、現時点で明確な答えを示すことは難しいが、今後、市の担当者と協議しながら検討していきたいと考えている。
議長	会議に加え、日頃から住民と接している担当課の意見や、シンクタンクとも協議しながら、次回には計画案を提示していただきたい。次回が最終ではないが、その次の会議でほぼ確定となり、議会に提出できるレベルのものが示される予定である。その際には、計画をどのようなスタンスで実行していくかについても委員から意見を伺いたい。今回示されたアンケート結果は抜粋であるが、次回会議までに目を通し、どのような意見があるか把握した上で会議に参加できれば、計画への理解が深まると考えている。
委員4	21ページの介護サービス事業所と市との連携について、民生委員として16年活動しているが、事業所では職員の入れ替わりが頻繁であるため、民生委員の役割や市の見守り事業等を認知していない介護職員がいたことがある。また、アパート暮らしの方を1週間毎日訪問しても会えず、市の介護課に問い合わせたところ、すでに入院していたという事例もあった。見守り活動を円滑かつ適切に行うためにも、市と事業所との連携を強化し、民生委員にも必要な情報を適切に共有できる連携・情報共有の仕組みの構築をお願いしたい。
議長	その他、委員からの質問・意見を求める。

各委員	質問・意見なし。
議長	本審議の議決を宣言し、次の議事に移る。
議長	議案(4)について、提案等を求める。
事務局・各委員	提案等なし。
議長	全ての審議を終了。進行を事務局に戻す。
長寿介護課長	次第5の「その他」委員に議事以外の連絡事項等を求める。
各委員	特になし。
長寿介護課長	事務局に説明を求める。
事務局	次回の高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定懇話会の日程は10月を予定している。
長寿介護課長	次第6「閉会」長時間にわたる審議会への参加に対するお礼。次回会議への各委員の協力を依頼して協議を閉会とする。